四　社会保険労務士法第十四条の十第一項第一号の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　社会保険労務士法第十四条の十一の三第一項の付記の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　社会保険労務士法第十四条の十一の三第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七　社会保険労務士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

188‖　法別表第一の七十七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

189‖～205‖　［略］

206‖　法別表第一の八十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　情報処理安全確保支援士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四　情報処理安全確保支援士の死亡等の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　情報安全確保支援士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

207‖～221‖　［略］

222‖　法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の五第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　給水装置工事主任技術者の生存の事実又は氏名の変更の事実の確認

223‖　法別表第一の百一の三の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

224‖～233‖　［略］

［削る］

234‖　法別表第一の百八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　建築物調査員資格者証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　建築物調査員資格者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

132‖　法別表第一の七十七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

133‖～149‖　［同上］

［新設］

150‖～164‖　［同上］

［新設］

［新設］

165‖～174‖　［同上］

175‖　法別表第一の百八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　建築基準法第七十七条の六十一の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

［新設］